

春日井市 支援が必要な子ども等のためのサービスガイド（学齢期・成人期）

6歳～ 12歳～ 15歳～ 18歳～ 20歳～

相談

障がい者生活支援センター
市の委託する障がい者などの在宅福祉に関する相談窓口、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源など日常生活や社会生活に関する相談や情報提供を行う。
※来所・訪問は予約が必要

- ・障がい者生活支援センターあつとわん(中央台 サンマルシェ・南館B1)
対象:主に障がい児 時間:月～金 9:30～17:00 電話:91-5557
- ・障がい者生活支援センターJHNまある(鳥居松町)
対象:主に精神障がい 時間:月～金 9:00～17:00 電話:84-5503
- ・障がい者生活支援センターかずがいの(坂下町)
対象:主に知的障がい 時間:月～日 9:00～17:00 電話:88-8537
- ・春日苑障がい者生活支援センター(廻間町)
対象:主に身体障がい 時間:月～土 9:00～17:00 電話:88-7637
- ・基幹相談支援センターしゃきょう(浅山町 総合福祉センター)
対象:3障がい児・者 時間:月～金 8:30～17:00 電話:84-5300

児童発達支援センター
内容:児童発達支援や保育所等訪問支援等の療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族の相談支援、障がい児を預かる施設への援助、助言を行う地域の中核的な療育支援施設。

- ・春日井こども発達支援センターてくてく(藤山台) 電話:37-2933
- ・春日井市第一希望の家(中切町) 電話:87-7071
- ・春日井こども学園(熊野町) 電話:81-4534

民生委員・児童委員、主任児童委員
内容:社会福祉に関する相談に応じ、必要な支援、専門機関や福祉サービスの情報提供をする。
【事務局】地域福祉課
時間:月～金 8:30～17:15
電話:85-6228

あいち発達障害者支援センター
(神屋町 愛知県医療療育総合センター)
内容:発達障がいについての相談(詳細は「乳幼児期」面を参照)
相談時間:月～金 10:00～12:00 13:00～16:00
電話相談:88-0849
FAX:88-0964
E-mail:asca@pref.aichi.lg.jp
来所予約時間:月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
来所予約電話:88-0811(内線)8109

家庭児童相談室
内容:①子育ての悩み、②不登校、③学校生活における行動上の問題、④子どもに係る家族の問題
時間:火～土曜日 9:00～12:00
13:00～16:00
場所:総合福祉センター(浅山町)
電話:84-4600

スペシャルキッズの会
内容:障がいのある子や発達障がいなど丁寧な関わりが必要な子を持つ保護者や関心のある方を対象として、ミニ講座や交流会を実施する。
時間:不定期開催
※あつとわんのホームページか電話にて要確認。
場所:あつとわん(中央台 サンマルシェ南館・地下1階)
電話:91-5557

メンタルヘルス相談(健康増進課)
内容:精神科医師や臨床心理士による、うつ病、依存症、ひきこもり、自殺・自傷行為等のこころの健康に関する相談
時間:平日のみ、月3回実施(予約制)
場所:総合保健医療センター(鷹来町)
電話:85-6172
※精神保健福祉士・保健師による電話相談は随時実施。

メンタルヘルス相談(保健所)
内容:ひきこもりやうつなど、こころの病気などに関する相談
時間:月～金 9:00～12:00
13:00～16:30
場所:春日井保健所(柏井町)
電話:31-0750(面接は要予約)

教育関係

学校教育課(特別支援教育担当)
小中学校の特別支援教育全般について所管。電話:33-1114(柏原町 中央公民館内 教育研究所)

小中学校
当該校の支援が必要な児童生徒への支援や相談
※特別支援学級が設置されているかどうかにかかわらず、全小中学校に特別支援教育コーディネーターが指名されている。
通常学級ならびに特別支援学級において、障がいのある児童・生徒ひとりひとりに応じた教育・支援を行う。
※特別支援学級の設置は、在籍により随時変更がある。

特別支援学校

- ・県立春日台特別支援学校(神屋町) 幼稚部、小・中学部、高等部
対象:知的障がい 電話:41-8751
- ・県立瀬戸つばき特別支援学校(瀬戸市) 小・中学部、高等部
対象:知的障がい 電話:0561-56-0950
- ・県立一宮東特別支援学校(一宮市) 小・中学部、高等部
対象:知的障がい 電話:0586-51-5311
- ・県立春日井高等特別支援学校(中切町) 高等部
対象:知的障がい 電話:85-3511
- ・県立小牧特別支援学校(小牧市) 小・中学部、高等部
対象:肢体不自由等 電話:73-7661
- ・県立一宮特別支援学校(一宮市) 幼稚部・小・中学部、高等部
対象:肢体不自由等 電話:0586-78-4635
- ・県立大府特別支援学校(大府市) 小・中学部、高等部
対象:病弱・虚弱等 電話:0562-48-5311
- ・県立千種豊学校(千種区) 幼稚部・小学部
対象:聴覚障がい 電話:052-711-4121
- ・県立名古屋豊学校(千種区) 中学部、高等部
対象:聴覚障がい 電話:052-762-6846
- ・県立名古屋盲学校(千種区) 幼稚部、小・中学部、高等部
対象:視覚障がい 電話:052-711-0009

学校教育的課
発達障がいを含め、特別支援教育、就学支援に関する相談を行う。電話:33-1114(柏原町 中央公民館内 教育研究所)

相談室ひまわり(柏原町 中央公民館内 教育研究所)
内容:発達障がいをはじめ学校生活や学習の状況を改善するための専門的な相談員(臨床心理士、児童精神科医)による相談室。相談を受けるには、学校と相談のうえ、予約が必要。
時間:月3回(木曜日) 13:30～17:15 月1回(月曜日) 9:00～12:00
電話:33-1114

教育支援センター「あすなろ」(柏原町 中央公民館内)
内容:何らかの心理的理由により登校できない児童生徒の学校復帰を図るための指導・援助。入室については、学校と相談。
時間:月～金 9:00～15:00 電話:34-8421

あゆみ相談(春日台特別支援学校 地域支援部)
内容:総合福祉センター内の相談室及び春日台特別支援学校にて、春日台特別支援学校の職員がお子さんの発達について心配なこと、学校での支援について等の相談を受け付ける。
面接相談(予約制)・・・9:30～11:00 15:45～17:00(時間は応相談)土日祝日を除く
申込み・・・春日台特別支援学校地域支援部 電話:41-8751

愛知県総合教育センター特別支援教育相談
(東郷町 愛知県総合教育センター内)
内容:電話による相談 来所による相談(予約制)
対象:特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒とその保護者及び関係教職員等
電話:0561-38-9517

放課後支援

放課後なかよし教室(学校教育課)
内容:保護者や地域の人と協力して、小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちを健やかに育む放課後の居場所を作る。
対象:小学1年～6年生
時間:平日放課後～16:30
電話:85-6442

子どもの家(子ども政策課)
内容:就労や疾病などにより保護者が昼間家庭にいない子どもに対して、放課後の適切な遊びや生活の場を提供する。(要申込)
対象:保護者が昼間家庭にいない小学生
時間:平日 放課後～19:00
学校休業日(土曜日、学年始・学年末、夏季休業、冬季休業、運動会などの振替休日) 8:00～19:00
※日曜、祝日、年末年始は休業

あい農子どもクラブ(子ども政策課)
内容:放課後や学校の長期休業期間中に、子どもの居場所を提供する。(要申込)
対象:小学1年～6年生
時間:平日 放課後～19:00
学校休業日(学年始・学年末、夏季休業、冬季休業、運動会などの振替休日) 8:00～19:00 ※土・日曜日、祝日、年末年始、小学校の閉校日は休業
場所:あい農パーク春日井(西尾町)
電話:37-1831

福祉・その他

市の窓口(障がい福祉課)
内容:手帳や手当、福祉サービスなどに関する相談
時間:月～金 8:30～17:15
電話:85-6186

障がい福祉サービス等

- ・放課後等サービス、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援・・・日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの療育を行う。
- ・保育所等訪問支援・・・保育所・学校等において、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
- ・生活介護・・・常時介護を要する障がいのある人に、施設において入浴、排泄または食事の介護や創作的活動を行う。
- ・就労継続支援・・・働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ・就労移行支援・・・一般企業などへの就労を希望する人に就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・一定期間、身体機能・生活能力の向上に必要な訓練を行う。
- ・居宅介護・・・ヘルパーによる身体介護(入浴、排泄、食事介護など)や家事援助(掃除、洗濯、買い物など)、通院等介助を行う。
- ・短期入所・・・家族の疾病等の理由により、短期間の施設入所を行う。
- ・共同生活援助(グループホーム)・・・共同生活住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護や日常生活上の援助を行う。
- ・日中一時支援・・・活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練やその他の支援を行う。
- ・地域活動支援センター・・・創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等に必要となる支援を行う。

※ サービスの利用には一定の要件があり、サービス受給者証が必要です。
電話:85-6186

日常生活自立支援事業
内容:知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者を対象に、本人との契約のもと福祉サービス利用、日常的なお金の出し入れの手伝い、大切な書類の預かりサービスを行う。
金銭管理サービス利用料:
1回1200円(生活保護受給者は無料)
場所:春日井市社会福祉協議会(浅山町 総合福祉センター内)
時間:月～金 8:30～17:00
電話:86-9228

高齢者・障がい者権利擁護センター
内容:知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、自身で契約や財産の管理が難しくなった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度等の活用を支援する。
場所:春日井市社会福祉協議会(浅山町 総合福祉センター内)
時間:月～金 8:30～17:00
電話:82-9232

愛知県障害児等療育支援事業(市 障がい福祉課)
内容:支援者への支援を核にした活動をとおして、支援のネットワーク化をすすめており、市から地域の関係機関や施設に案内し、希望する施設・事業所を巡回する。
電話:85-6186

虐待防止
◎児童虐待防止相談
時間:月～金 8:30～17:00
電話:85-6229(子ども政策課)
◎児童虐待通告
児童相談所虐待対応ダイヤル 電話:189
市虐待防止ホットライン 電話:85-6487
愛知県春日井児童相談センター 電話:88-7501
◎障がい者虐待防止ホットライン(基幹相談支援センターしゃきょう)
電話:84-5310

危険が差し迫っているときは警察に通報(110番)してください!!